

児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会 第1回委員会

日時：令和5年5月19日（金曜日）午後1時30分～午後3時00分
場所：都庁第一本庁舎 南側33階 特別会議室S2

会議次第

（開会）

1 委員・行政職員紹介

2 議事

（1）委員長・副委員長選任

（2）児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する動きについて

（3）児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会の体制について

3 今後の予定

（閉会）

【資料】

- | | | |
|----|---|---------------------------------|
| 資料 | 1 | 児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会名簿 |
| 資料 | 2 | 児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する動き |
| 資料 | 3 | 第三者委員の活動状況 |
| 資料 | 4 | 意見箱の運用状況 |
| 資料 | 5 | 児童福祉審議会専門部会における子供の意見聴取実施結果 |
| 資料 | 6 | 子供の権利擁護専門相談事業 |
| 資料 | 7 | 児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会の体制 |

児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会名簿

【委員名簿】

(※五十音順、敬称略)

役職	氏名	所属
委員	磯谷 文明	弁護士
委員	川瀬 信一	一般社団法人子どもの声からはじめよう代表理事
委員	能登 和子	特定非営利活動法人東京養育家庭の会理事長
委員	人見 愛	弁護士
委員	藤岡 孝志	日本社会事業大学社会福祉学部名誉教授

【事務局名簿】

役職	氏名	所属
幹事長	西尾 寿一	少子社会対策部長
幹事	小林 由香子	少子社会対策部子供・子育て計画担当課長
	安藤 真和	少子社会対策部家庭支援課長
	勝見 浩行	少子社会対策部事業調整担当課長
	岡本 香織	少子社会対策部育成支援課長
	加藤 夕起子	児童相談センター事業課長
	宮野 敏昌	児童相談センター児童心理指導専門課長
	影山 孝	児童相談センター児童相談専門員
	栗原 博	江東児童相談所長
関係者	伊東 大輔	少子社会対策部家庭支援課課長代理（児童相談所運営担当）
	内村 雄一	少子社会対策部家庭支援課課長代理（児童相談所連絡調整担当）
	西嶋 咲絵	少子社会対策部育成支援課統括課長代理（児童施設担当）
	長島 健人	少子社会対策部育成支援課統括課長代理（事業調整担当）
	片岡 智明	少子社会対策部育成支援課課長代理（児童施設運営支援担当）
	野村 治代	少子社会対策部育成支援課課長代理（里親担当）
	小竹 真嗣	児童相談センター事業課課長代理（事業担当）
	荒川 智絵	江東児童相談所相談援助課課長代理（管理担当）
事務局	山根 諒子	少子社会対策部計画課課長代理（権利擁護調整担当）
	細矢 美帆	少子社会対策部計画課主任

1 国及び都の動き

- 令和4年6月に改正児童福祉法が成立し、児童相談所が関わる子供について都道府県等が以下の業務を行うことを規定（令和6年4月施行予定）
 - ・ 子供の意見表明等を支援するための体制整備
 - ・ 児童福祉審議会等を活用した子供の権利擁護の環境整備
- 都は、児童福祉審議会に専門部会を設置し、児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組みの在り方について議論
令和5年1月に東京都児童福祉審議会提言を取りまとめ
- 国は、都道府県等が改正児童福祉法に適切に対応できるよう、令和5年3月に以下を策定（令和5年夏に確定版を策定予定）
 - ・ こどもの権利擁護スタートアップマニュアル（案）
 - ・ 意見表明等支援員養成のためのガイドライン（案）

2 東京都児童福祉審議会提言の概要（抜粋）

子供の最善の利益のためには、措置決定の過程や措置中の生活における様々な場面で、子供が意見を表明できる環境を整えることが重要として、以下を提言

◆ 措置決定の場面等に、子供の意見形成や意見表明を支援する意見表明等支援員を導入

- ・ 子供に重大な影響を与える措置決定の場面、施設等の入所児童に比べて意見表明権を保障する仕組みが十分でない里子の生活場面、児童福祉審議会に子供本人が申し立てる場面に、意見表明等支援員を導入する
- ・ 意見表明等支援員は、面談等を通じて子供の意見形成を支援し、希望に応じて周りの大人に対する意見表明の支援や意見の代弁をする
- ・ 意見表明等支援員には、子供との信頼関係やコミュニケーションを築く能力を求め、その上で、子供の権利擁護や意見表明等支援に関する基本的な考え方、意見表明等支援に関する実践のノウハウ等を習得するための研修を行う
- ・ 意見表明等支援員の導入はモデル的に開始し、活動の結果を検証した上で段階的に導入範囲を拡大する

◆ 施設等における第三者委員や意見箱の運用を底上げ

- ・ 施設等の第三者委員や意見箱は運用実態に差があるため、施設等の子供の意見表明権を保障する観点から運用の底上げが必要
（※第三者委員の活動状況については資料3、意見箱の運用状況については資料4を参照）

◆ 児童相談所が行う措置について、子供本人が児童福祉審議会に申し立てる仕組みを整備

- ・ 措置内容は、子供に影響を与える重大な決定であることから、意見表明等の支援に留まらず、更なる権利擁護の仕組みとして、子供が直接児童福祉審議会に申し立てることができる体制を整える
- ・ 措置内容を調査するために行う子供への意見聴取等に、意見表明等支援員が同席する又は意見を代弁することができる仕組みとする
（※子供の権利侵害に関して相談・調整活動等を行う既存の取組（子供の権利擁護専門相談事業）については、資料5を参照）

3 こどもの権利擁護スタートアップマニュアル（案）の概要

令和4年児童福祉法改正に適切に対応するための準備事項、実施内容、留意点等を記載

(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7bbba95c-5cbf-4767-af55-67acd3408fc5/36a5101a/policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-ActResearch_01.pdf)

【意見表明等支援事業】

- 子供の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見表明等支援員として、意見形成の支援、意見聴取等による意見又は意向の把握、児童相談所、その他関係機関に対する意見表明の支援や意見の代弁、関係者からの対応方針の説明について子供が納得しているか確認を行う
- 意見表明等支援を実施する主な場面は、措置等の決定の場面、自立支援計画策定の場面、里親家庭・施設や一時保護所における日常生活の場面、児童福祉審議会への申立ての場面等が想定され、地域の実情を踏まえて効果的な事業スキームを検討
- 事業開始に当たっては、関係機関に事業趣旨を個別に説明した上で、懸念点の解消に努める必要があるため、理解が得られた施設等から訪問を開始し、段階的に訪問先を拡大する等の工夫を行うことも有効
- 意見表明等支援員の確保に当たっては、児童相談所等の行政機関、施設や里親等の関係者との間に利害関係がなく独立性が確保されている必要があるため、都道府県が適切な機関に委託する又は補助するなどの方法を採るべき
- その他、子供や関係者への周知、事務局体制等の事前準備に関する事項、施設等への訪問、面談方法、子供へのフィードバック等の実践に関する事項、守秘義務、個人情報管理、面談内容の記録、事業の検証等の実施体制に関する事項を掲載

【児童福祉審議会等を活用した権利擁護の環境整備】

- 子供の意見又は意向をもとに個別ケースに関して子供の権利擁護を図る仕組みについては、児童福祉審議会を活用する場合と、児童福祉審議会以外の機関を活用する場合が考えられるが、既存制度である児童福祉審議会を活用する方が早期に仕組みを構築できるメリットがある
- 児童福祉審議会を活用する場合は、子供又は子供に関わる関係機関が児童福祉審議会に意見を申し立て、子供からの意見聴取や必要な調査等を行った上で児童福祉審議会において審議をし、必要な場合には都道府県等や児童相談所等の関係行政機関に意見を具申する
- 申立てが想定される場面としては、①措置等の決定に先立ち意見を申し立てる場合、②措置等の決定に対して事後的に意見を申し立てる場合、③里親家庭や施設等での生活に関する不満を申し立てる場合等が考えられるが、③については、既に実施している被措置児童等虐待に関する児童福祉審議会の調査審議の仕組みや、施設等の第三者委員等を活用するなどの役割分担が考えられる
- 申し立てる者は、子供本人のほか、医療機関、教育委員会、施設等の子供に関わる関係機関が考えられる
- その他、児童福祉審議会の部会設置及び委員の選定、事務局の設置、子供や関係機関への周知、多様な申立て手段の確保等の事前準備に関する事項、申立てから対応結果の報告までの流れ、事実関係の調査、児童福祉審議会への子供や関係機関の出席等の実践に関する事項を掲載

4 意見表明等支援員養成のためのガイドライン（案）の概要

意見表明等支援事業を実施する上での第一の課題である、意見表明等支援員の確保・養成について記載

(https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/04/koukai_230413_06.pdf)

【人材の確保】

- 先行自治体の多くが、意見表明等支援事業の事務局、研修、意見表明等支援員の派遣をNPOや弁護士会等の外部団体に委託
- 意見表明等支援の取組実績のある団体が近隣にない場合、例えば山口県では、社会福祉士会が県外の意見表明等支援員の養成研修等に参加して、ノウハウや専門的知見を蓄積

【人材の養成】

- 意見表明等支援員として活動するには、一定の知識・技術等が求められるため、都道府県等が適当と認める研修を修了することが必要
- 研修では、子供の権利擁護やアドボカシーに関する基本的な考え方、実践に必要な態度・知識・技術を習得
- 以下の研修カリキュラム例を示すほか、先行自治体や民間団体が実施する研修プログラムを紹介

<研修カリキュラム例（基礎編）>

項目	時間	内容
アドボカシーの意義・目的	2	• アドボカシーにおける意見表明等支援員の役割 • アドボカシーの基礎・理念・6原則 等
権利擁護・児童福祉行政に対する理解	1～2	• 子供の権利条約の目的・内容 • 子供の権利の歴史 等
	1～2	• 意見表明等支援事業の関連法令の目的・内容 • スタートアップマニュアル、ガイドラインの目的・内容 等
	1～2	• 児童相談所や児童福祉審議会の役割等の制度・現状 • 子供の権利擁護施策の概略 等
アドボカシーの過程と必要な態度・技術	2～3	• アドボカシーを行う際の基本的な態度 • 意見形成支援、意見表明支援における基本的な態度・技術 等
子供の多様性への理解	2～3	• 子供の発達への理解 • 子供の多様性（ジェンダー、LGBTQ、外国にルーツを持つ、障害等）への理解 等
アドボカシーの実際	1～2	• 社会的養護当事者・経験者から見た社会的養護やアドボカシーの現状 等

<研修カリキュラム例（養成編）>

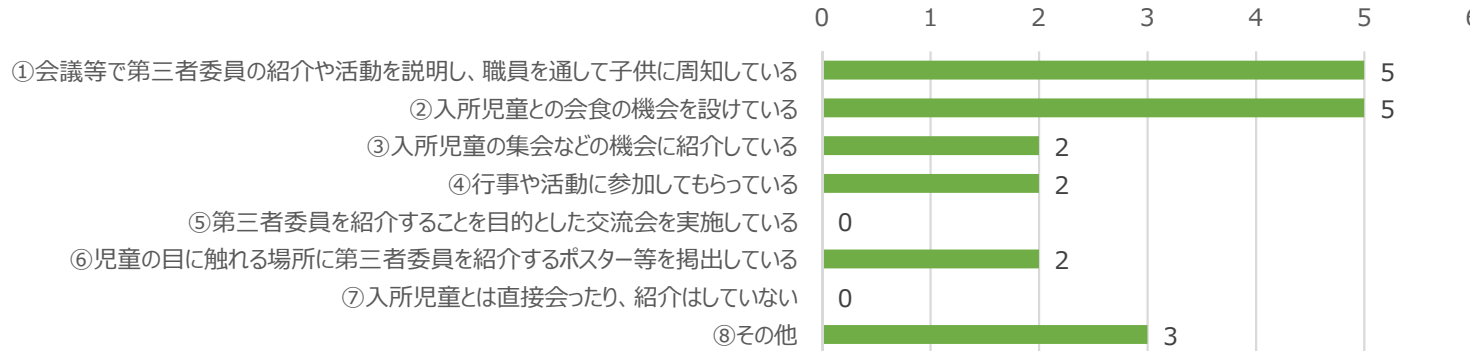
項目	時間	内容
アドボカシーの意義・目的	1～2	• 意見表明等支援員と子供の権利擁護に関わる他職種との違い 等
権利擁護・児童福祉行政に対する理解	1～2	• 社会的養護の子供に関連する制度の詳細 • アドボカシーの取組の詳細と今後の見通し 等
アドボカシーの過程と必要な態度・技術	6	• 施設別の訪問アドボカシーのプロセス、特徴、必要な技術、留意点 等
子供の多様性への理解	1～2	• 年齢や発達状況に合わせたアドボカシー 等
	2～3	• 多様性に応じたアドボカシーの実践 等
	2～3	• 困難や被害による子供への影響の理解 等
アドボカシーの実際	4～6	• 架空のケースをもとにしたロールプレイ 等
	1～2	• 意見表明等支援員の自己覚知や内省の重要性 等
	1～2	• 社会的養護当事者・経験者からみたアドボカシーの現状・課題 等
	2	• 実際のケースでの葛藤やジレンマ 等
	1～2	• 他の組織との連携 等

【一時保護所アンケート結果】（実施時期：令和4年7月、回答数：8所／8所）

< 第三者委員による一時保護所の訪問回数 >

すべての一時保護所で月1回の訪問を実施

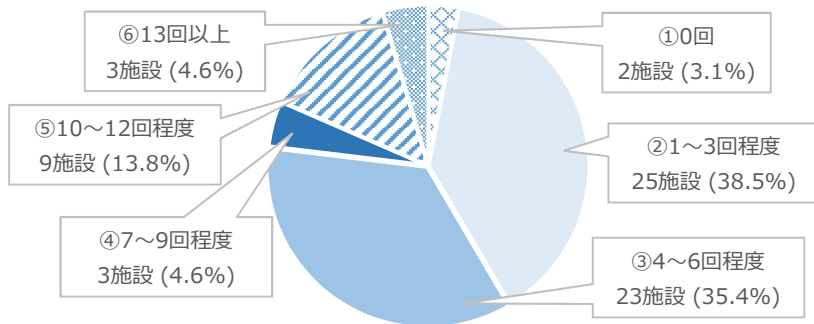
< 第三者委員の活動、子供が第三者委員を知るための取組（複数回答可） >



- ✓ 「会議等で説明し、職員を通して子供に周知している」は5所（62.5%）が実施していた
- ✓ 子供への紹介方法は、「会食の機会を設けている」が5所（62.5%）と最も多かった
- ✓ その他として、「当日の朝、児童に説明している」「児童全員が第三者委員と話ができるようにしている」という回答があった

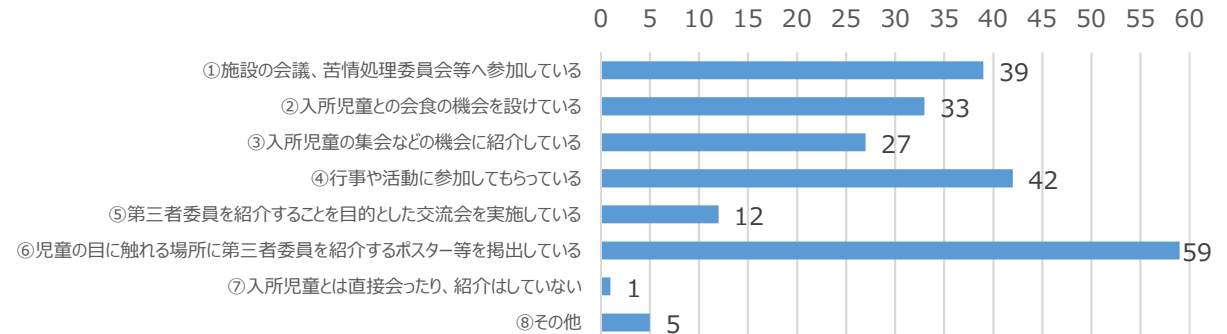
【児童養護施設アンケート結果】（実施時期：令和3年5月～令和4年3月、回答数：65施設／65施設）

< 第三者委員による施設の年間訪問回数 >



- ✓ 「1～3回程度」、「4～6回程度」が合計48施設（73.9%）であった
- ✓ 「0回」の2施設は新型コロナの影響で訪問を控えており、新型コロナ流行以前はいずれも1～3回程度であった
- ✓ 平均訪問回数は、約5.0回／年であった

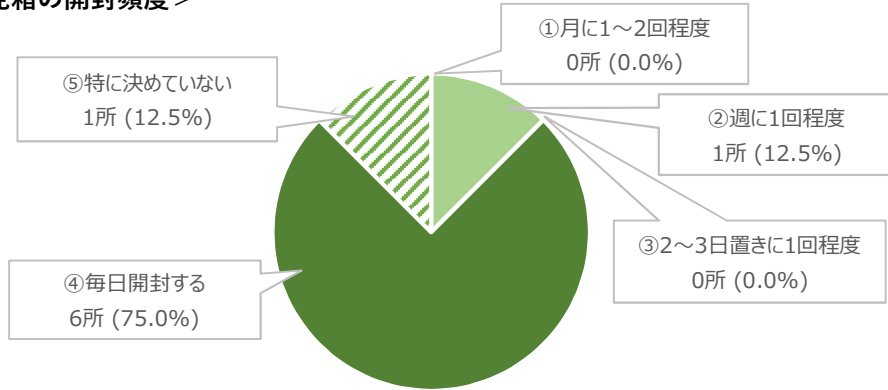
< 第三者委員の活動、子供が第三者委員を知るための取組（複数回答可） >



- ✓ 「施設の会議、苦情処理委員会等へ参加」は39施設（60.0%）が実施していた
- ✓ 子供への紹介方法は「ポスター等を掲出」が59施設（90.8%）と最も多かった
- ✓ 多くの施設が児童と直接交流する機会を設けている一方、「入所児童とは直接会ったり、紹介はしていない」が1施設（1.5%）あった

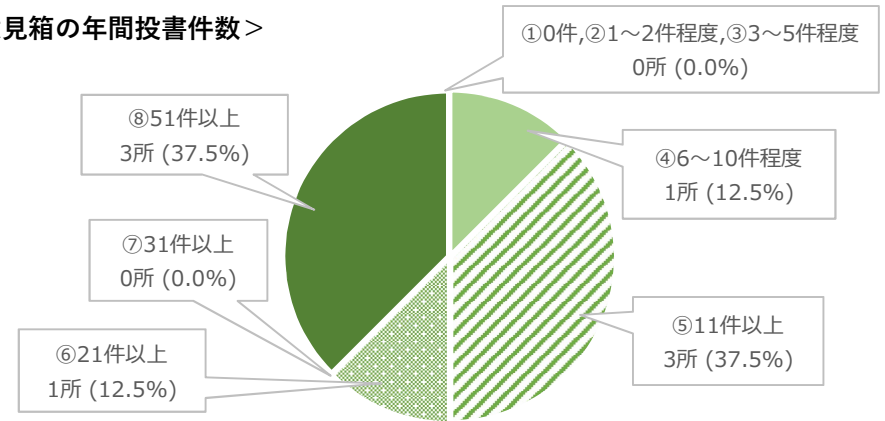
【一時保護所アンケート結果】（実施時期：令和4年7月、回答数：8所／8所）

<意見箱の開封頻度>



- ✓ 「毎日開封する」が6所（75.0%）であり、4分の3を占めた
- ✓ 「週に1回程度」が1所（12.5%）、「特に決めていない」が1所（12.5%）であった

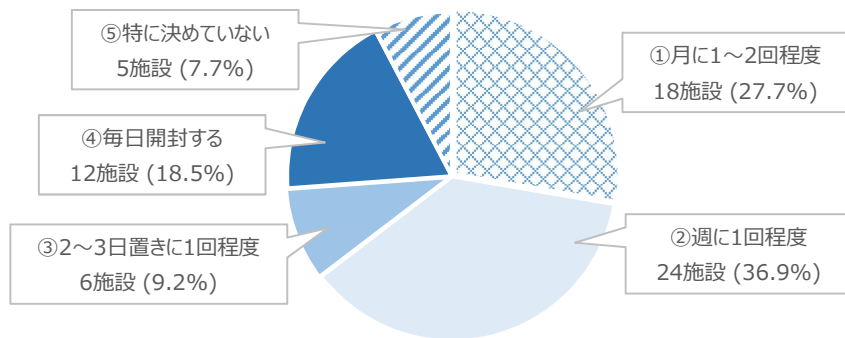
<意見箱の年間投書件数>



- ✓ 「0~5件程度」と回答した所はなかった
- ✓ 「51件以上」が3所（37.5%）ある一方、「6~10件程度」も1所（12.5%）あり、バラつきがある

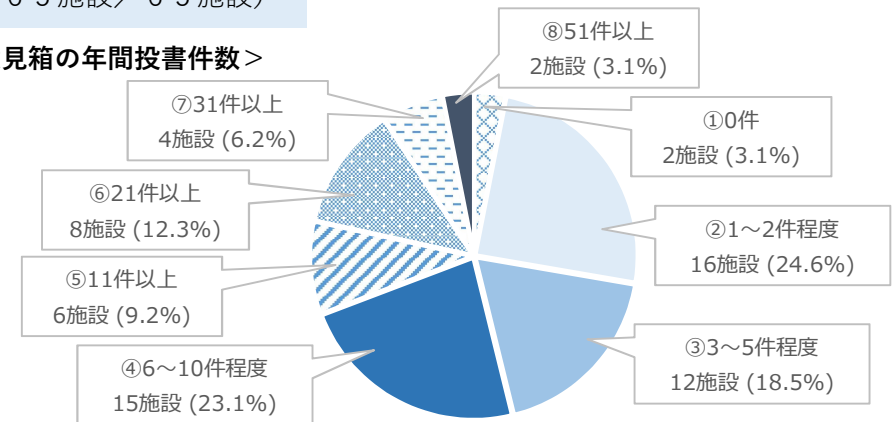
【児童養護施設アンケート結果】（実施時期：令和3年5月~令和4年3月、回答数：65施設／65施設）

<意見箱の開封頻度>



- ✓ 「週に1回程度」、「2~3日置きに1回程度」が合計30施設（46.1%）あり、約半数を占めた
- ✓ 「毎日開封する」が12施設（18.5%）ある一方、「月に1~2回程度」が18施設（27.7%）あり、バラつきがある
- ✓ 「特に決めていない」は5施設（7.7%）であった

<意見箱の年間投書件数>



- ✓ 「1~2件程度」が16施設（24.6%）と最も多く、次いで「6~10件程度」が15施設（23.1%）、「3~5件程度」が12施設（18.5%）であった
- ✓ 10件超が合計20施設（30.8%）ある一方で、0件も2施設（3.1%）あり、バラつきがある

【実施概要】

実施期間：令和4年7月28日から8月23日まで

対象児童：一時保護所、児童養護施設、児童自立支援施設、障害児施設、里親家庭で生活する幼児から高校生までの児童37名

【子供から聴かれた主な意見】

Q どんな大人に相談したい？

- ・ 知っている人、優しい人、周りから慕われている人、フレンドリーな人、自分の話を聴いてくれる人、対等に話をして自主性を尊重してくれる人、秘密を守ってくれる人が良い
 - ・ 名前を覚えてもらえたら、知っている人だと思える
 - ・ 初めての人は緊張するが、一度会えば慣れて話せると思う
 - ・ 父、母、親族に話す
 - ・ 塾の先生は、近くも遠くもなく話しやすい
 - ・ 自分の話に共感してくれる人が話しやすい、冗談を言われてちかされると真面目な話ができない
 - ・ 応援してくれたり、自分の成長を喜んでくれる人が良い
 - ・ 否定せずに最後まで話を聴いてくれる人が良い、自分がどうしたいのか聴いてもらえると分かってもらえたと感じて自信が付く
 - ・ 施設の職員よりも立場が上の人、権力がある人など、職員にはっきり言える人に相談したい
 - ・ 話を聴いてくれない大人には、他の大人から言ってほしい
 - ・ 仕事（腕や足を組んでいると怖い）、言葉遣い（強い言い方ではなく優しい言い方が良い）、見た目（派手な人は話しづらい）等も話しやすさに影響する
- ※ 話しやすさに性別や年齢は関係ないという意見と、関係あるという意見があった

Q どんな方法で相談したい？

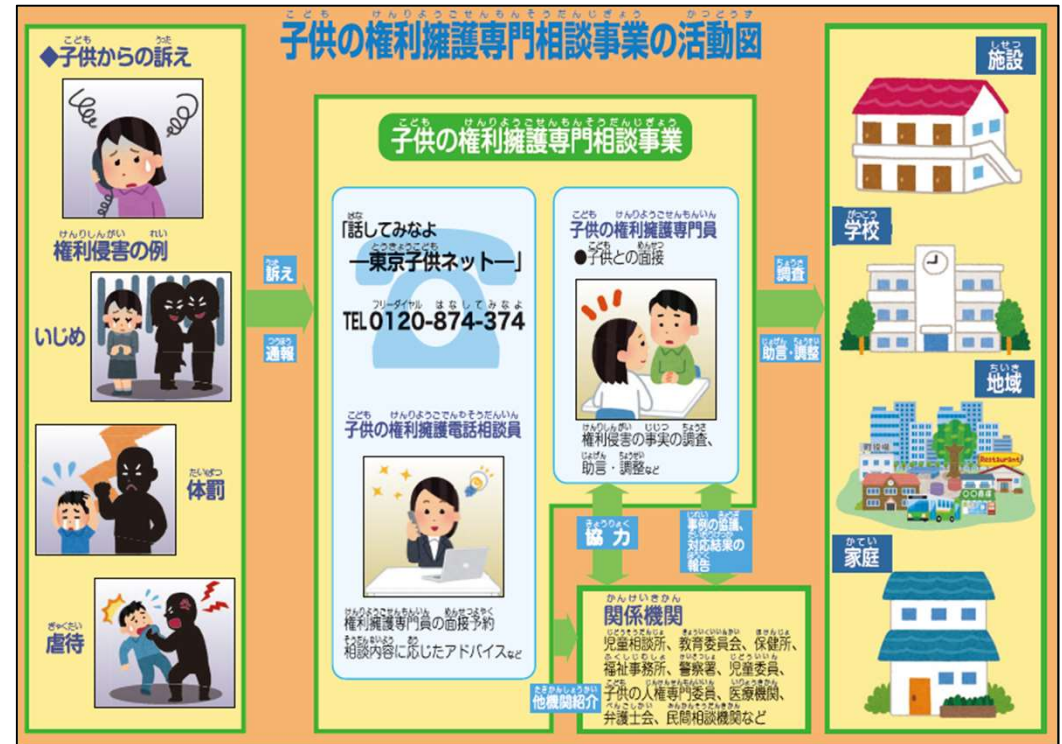
- ・ 電話や手紙だと相談相手が分からないので直接話す方が良い、目を見て話ができると安心する
 - ・ 手紙だけでは言いたいことが伝わらないと思うので、直接話したい
 - ・ 初めての人は緊張するから直接話すよりも電話や手紙の方が良いと思うが、本当は直接話せる人が来てくれると良い
 - ・ 初めての人だと直接話すのも、電話も、手紙も、相談しづらい
 - ・ 自分の置かれた環境が普通だと思えば誰かに相談しようと思わないため、定期的に話を聴きにきてくれる人がいると良いと思う
 - ・ プライバシーが確保されている場所で話せると良いと思う
 - ・ 1対1の面談ではなく、複数人で話す方が良い。子供たちが希望を言える会のようなものを開いてほしい
 - ・ 大人から説明をされたり教えられたりするのではなく、自分の話をできる時間がほしい
 - ・ 面談をする時間帯も大切、食事の時間や遊びの時間と重なると早く面談を終わらせたくて話したいことがあっても話さなくなる
 - ・ 話すのが苦手な子には、仲介役のように代わりに意見を伝えてくれる人が必要だと思う
 - ・ 話すのが苦手な子や初めての人と話すときは、手紙を書いて相談する方法が良いと思う
 - ・ 手紙を書くのは面倒くさい、幼児や小1では文字を書けない子もいる
 - ・ 電話を自由に使えない環境だと相談方法が手紙しかないので、他の方法もあると良い
 - ・ 手紙、電話、メール、LINEなど色々なやり方があると良い
- ※ 面談の頻度は、週4回、1～2週に1回、頻度は決めず来られるときに来てほしい、児童福祉司の面会はたまになのでもっと頻繁に来てくれる人がいると良いなどの意見があった

【事業概要】

- 子供の権利擁護専門員（弁護士等）と電話相談員が協働して、子供からの権利侵害等の相談を受け付け、公正中立な第三者として、子供と関係機関との間に立って「助言」「調整活動」を実施。
- 児童福祉分野に止まらず、教育現場等における「いじめ」「体罰」「虐待」など、子供の権利に関する相談全般について対応。
- 権利侵害事案について、専門員が必要と認めるときは、児童福祉審議会へ諮問可能な規定であるが、相談者の納得が得られたなどにより、これまで諮問実績はない。

【事業化の経緯】

- 東京都児童福祉審議会の意見具申を受け、平成10年10月より、子供の権利を擁護するための第三者機関として「子供の権利擁護委員会」を設置。同年11月から試行的に事業を実施（試行期間：5年6か月）、平成16年4月から子供の権利を擁護するシステムとして本格実施。



	事業内容	実施体制等	相談件数の推移
1	電話相談（通称「東京子供ネット」） 子供の権利侵害に関する相談窓口。相談内容に応じて、子供の権利擁護専門員相談へ引き継ぐ。 （受付時間）平 日：午前9時～午後9時 土日祝：午前9時～午後5時	電話相談員 2名 （福祉に関する相談経験がある者、社会福祉、教育、心理に関し知識を有する者）	令和2年度 1, 020 (332) 令和3年度 814 (272) 令和4年度 867 (313) ※括弧内は子供からの相談内数
2	子供の権利擁護専門員相談 相談者と面接し、助言を行ったり、事実関係を調査の上、子供の権利を擁護するための調整活動を実施。以下3つの相談経路がある。 (1) 電話相談からの引継ぎ (2) 子供の権利ノートのはがき (3) 困りごと相談用紙	専門員 3名 （弁護士2名、学識経験者1名）	令和2年度 28 (15) 令和3年度 27 (15) 令和4年度 31 (13) ※括弧内は相談経路（2）及び（3）の内数
3	メッセージダイヤル 悩みごとを抱えた子供からの声や意見などをメッセージとして録音（24時間受付）。録音されたメッセージは聞くことが可能。		令和2年度 339 令和3年度 298 令和4年度 237

1 検討事項

東京都児童福祉審議会提言、国のマニュアル及びガイドラインを踏まえ、以下の事項について検討する

- ①意見表明等支援員の導入
- ②施設等における第三者委員及び意見箱の運用底上げ
- ③措置内容について子供本人が児童福祉審議会に申し立てる仕組み

2 ワーキンググループ設置案

本検討委員会のもとにワーキンググループを設置し、各事項について実務的な検討を行う

(1) 意見表明等支援員検討ワーキンググループ

検討事項：①意見表明等支援員の導入

参加委員：磯谷委員、川瀬委員、能登委員

(2) 意見表明に係る環境整備検討ワーキンググループ

検討事項：②施設等における第三者委員及び意見箱の運用底上げ

③措置内容について子供本人が児童福祉審議会に申し立てる仕組み

参加委員：人見委員、藤岡委員

3 検討スケジュール案

		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月～3月
委員会		【第1回】			【第2回】					【第3回】
WG	(1) 支援員		意見表明等支援員に関する検討 (事業スキーム、研修内容及び体制 等)							
	(2) 環境整備		第三者委員・意見箱の活用促進策の検討 児童福祉審議会への申し立てに関するスキームの検討							